

こども誰でも通園制度(試行的事業)の実施について

保育所等を利用していない生後6か月から満3歳未満のお子さまを対象に、保護者の就労要件を問わず、月10時間までお預かりする事業です。

国が示すこども未来戦略において、保護者とともにこどもの育ちを支えていくための制度として位置づけられており、令和8年度からの本格実施を見据えた試行的事業の追加公募に日光市が採択されました。

お子さまの成長の観点から、すこやかな育ちを応援し、良質な生育環境を整備することを目的として実施します。

●利用できるお子さま(対象児童)

日光市民で、保育園・幼稚園等に通っていない生後6か月から満3歳未満の児童
(市外在住の方で、市内に帰省中(里帰り出産)等の場合は利用可) ※市独自の支援制度

●利用できる時間

1人あたり月10時間

●利用料金

1人1時間あたり300円

(生活保護受給世帯の方は全額減免) ※市独自の支援制度

●実施期間

令和6年7月1日(月)～令和7年3月31日(月)

●利用方法

◇ 利用を希望する利用対象施設に電話等で連絡し、利用したいお子さまと保護者と一緒に施設見学を行っていただき、見学後に利用申請を行います。

◇ 利用申請は、申請書に記入して施設または市保育課へ提出する方法と、スマートフォン等から申込フォームに入力する方法があります。

◇ 申請手続き後、市が利用決定を行います。決定後は、保護者が施設へ連絡して利用希望日時の空き状況を確認いただいたうえで、利用することができます。

◇ お子さまが施設の環境に慣れるため、親子通園による利用も可能とします。

●利用対象施設

令和6年6月25日時点で市内7施設(対象施設は今後追加となる場合もあります)

【本件に関する問合せ先】

日光市健康福祉部 保育課保育係 担当:大橋、齋藤

電話:0288-21-5186 MAIL:hoiku@city.nikko.lg.jp